公益財団法人あいち産業振興機構「ASEANビジネスマッチング事業」

参加に関する注意事項

公益財団法人あいち産業振興機構（以下あいち機構といいます。）主催の「ASEANビジネスマッチング事業」参加の申込みにあたり、下記の点にご注意ください。

１　支援企業の選定について
国内商談会の支援企業数は４社となっておりますので、応募多数の場合は、あいち機構にて厳正な審査の上、決定させていただきます。

　　また、海外での商談企業数は国内商談会の支援企業の中から２社選抜されることとなっています。海外商談会への参加を希望される場合は、国内商談会の結果等を加味し、公正公平な審査の上決定します。

２　実際の取引実施の判断について
本事業を利用した取引等は支援企業の判断と責任のもとに行っていただきます。機構及び業務運営受託事業者（以下OBACといいます。）による情報提供・助言等に関し、あいち機構及びOBACは支援企業に損害等が生じた場合の責任を一切負わないものとします。あいち機構及びOBACが国内外で提供した支援企業の情報等が不正に使用された場合も同様とします。

３　**海外商談会において支援対象とならない費用**
参加企業の渡航費、現地移動費、宿泊費、商談相手先の現地バイヤー企業確保のための商談参加、記念品等にかかわる費用、販売促進のためのサンプルおよびPR資料等の制作や現地への輸送費用等は、参加企業にご負担いただきます。また、企業担当アドバイザーに、所定のサポート内容を越える支援を求められる場合は、支援企業のご負担となります。

４　海外商談会への参加について
海外商談会に参加が決定した企業については、支援企業の担当者に、商談のため必ずベトナムに渡航していただきます。支援企業側の都合で担当者が不参加となることは、認められません。

５　必要書類の提出等
支援の実施にあたり、別途事業報告書等必要な書類を提出していただくことがあります。また、支援期間中及び支援終了後に、事業に関連した報告書類を提出していただくことがあります。

６　企業アンケートの実施
より良い事業とするため、支援企業を対象としたアンケートを実施いたしますのでご協力をお願いします。

７　企業名等の公表及び本事業への協力
本事業の成果、実施した商談の概要（相手方企業の名称や取引価格を除く。）、支援企業の名称、製品名、所在地等について、あいち機構が公表することがありますが、その際には事前にご連絡します。

８　個人情報の取り扱い
本事業において取得した個人情報は、愛知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日）及び受託事業者の個人情報保護規定に沿って適切に取り扱い、本事業実施並びにあいち機構及びOBACからの情報提供等のために利用させていただきます。

９　暴力団と暴力団員の排除
愛知県暴力団排除条例（令和６年６月１日）に規定する暴力団員である者又は同条例第２条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、本事業に申し込み出来ません。
また、支援企業決定後にその旨が判明したときはその決定を取り消します。

１０　現地送付製品等の損害等
機構及びOBACは、商談のために現地送付したサンプル等が、輸送中及び商談会開催中等に故障・滅失・盗難その他の損害等が生じた場合の責任を一切負わないものとします。

１１　支援の辞退について
選定の結果、本事業の支援企業に決定した場合、原則として支援を辞退することは認められません。

１２　その他
新型コロナウイルス感染又は天変地異の発生等の状況により、日本または対象国政府からの要請や指示等により、予定通りの開催が困難となる場合には、日程や内容等を変更させていただく場合がございます。